



資料編



海津市第2次総合計画 策定の経緯

年 月 日	内 容
平成28年 4月 4日	第1回海津市総合計画策定委員会 ・総合計画策定について
4月 6日	第1回海津市総合計画策定委員会幹事会 ・総合計画策定について
4月14日	第1回海津市総合計画プロジェクト委員会 ・策定委員会・幹事会・プロジェクト委員会の設置について ・策定体制及び策定の流れについて ・各課への依頼事項について ・今後のスケジュール
4月22日	議会議員全員協議会 ・市民意識調査分析結果報告書について
5月	高校生アンケート実施
6月15日	第2回海津市総合計画策定委員会 ・現行計画の検証について ・高校生アンケート調査について
6月22日	第2回策定委員会幹事会・第2回プロジェクト委員会（メール対応） ・総合計画（総論・基本構想）について
6月24日	第1回海津市総合計画審議会 ・委員の紹介及び委嘱状の交付 ・海津市第2次総合計画の諮問について ・海津市総合計画策定条例、審議会条例について ・海津市第2次総合計画の策定について
7月15日	第3回海津市総合計画策定委員会 ・総論・基本構想（案）について
7月26日	第2回海津市総合計画審議会 ・第1回審議会について ・基本構想（案）について
8月17日	第3回海津市総合計画策定委員会幹事会・総合計画プロジェクト委員会（メール対応） ・第2次総合計画《素案》（基本計画（案））について
9月 7日	第4回海津市総合計画策定委員会 ・基本計画（案）について
9月14日	第3回海津市総合計画策定審議会 ・第2回審議会での意見に対する対応について ・基本計画（案）について

年 月 日	内 容
10月 5日	第5回海津市総合計画策定委員会 ・ 市民懇談会について ・ パブリックコメントについて
10月13日	第4回海津市総合計画審議会 ・ 委員の紹介及び委嘱状の交付 ・ 会長選任について ・ 総合計画素案について
10月20日	第4回海津市総合計画策定委員会幹事会・総合計画プロジェクト委員会 (メール対応) ・ 市民懇談会、パブリックコメントについて
10月21日	議会議員全員協議会 ・ パブリックコメントの実施及び市民懇談会の開催について
10月31日	第5回海津市総合計画策定委員会幹事会・総合計画プロジェクト委員会 (メール対応) ・ 第2次総合計画(実施計画)について
11月1日～30日	パブリックコメント
11月15日	市民懇談会(南濃会場)
11月17日	市民懇談会(平田会場)
11月20日	市民懇談会(海津会場)
12月21日	第6回海津市総合計画策定委員会 ・ 市民懇談会、パブリックコメントの意見対応報告について ・ 総合計画(案)の最終確認について ・ 実施計画(案)について
12月26日	第5回海津市総合計画審議会 ・ 市民懇談会、パブリックコメントについて ・ 総合計画(案)の最終確認について ・ 実施計画について ・ 海津市第2次総合計画の答申について
平成29年 1月20日	議会議員全員協議会 ・ 海津市第2次総合計画の策定について
3月 2日	海津市議会 基本構想議決

諮問・答申

企第76号
平成28年6月24日

海津市総合計画審議会
会長 服部 寿 様

海津市長 松 永 清 彦

海津市第2次総合計画について（諮問）

海津市第2次総合計画の策定について、海津市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成28年12月26日

海津市長 松 永 清 彦 様

海津市総合計画審議会
会長 森 昇

海津市第2次総合計画について（答申）

平成28年6月24日付け企第76号で諮問のありました海津市第2次総合計画について、当審議会は慎重に審議を行った結果、別冊のとおり定めることが適当と認めここに答申します。

なお、海津市第2次総合計画の推進にあたっては、当審議会において提言・要望された意見や住民アンケート、市民懇談会等での意見を十分反映されるとともに、基本構想に定めたまちの将来像『水と緑と人がきらめく 輪でつながるまち 海津』を目指して、下記事項に留意し、目標達成のために最善の努力を払われるよう要望します。

記

1. 計画期間が長期であるため、人口減少や高齢化などが進む今後の社会情勢等の変動や新たな市民ニーズに対応する必要があることから、施策・事業の見直しを行いながら弾力的に推進すること。
2. 市民、事業者などの地域と協働しながら取り組みを進めるために、本計画の趣旨や内容をわかりやすい形で積極的に市民に周知し、広く市民の理解と協力を得て推進すること。
3. 今後、さらに厳しい財政状況が予想されることから効率的・効果的な行財政運営に努めること。

関係者名簿

海津市総合計画審議会委員名簿

区 分	職 名	氏 名	備 考
市議会の議員	海津市議会議長	森 昇 服部 寿	(前任)
	海津市議会副議長	藤田 敏彦 飯田 洋	(前任)
教育委員会の委員	海津市教育委員会委員	森 圭子	
農業委員会の委員	海津市農業委員会会長	伊藤 茂	
公共的団体の役員又は職員	海津市自治連合会長	宮脇 信幸	
	海津市自治連合会理事	中島 宏	
	海津市自治連合会理事	古川 邦彦	
	海津市商工会副会長	水谷 芳郎	
	海津市老人クラブ連合会長	安部 昭夫	
	海津市農事改良組合連合会長	西脇 幸雄	
	海津市消防団長	森 清実	
	海津市更生保護女性会長	中島 雅子	
	海津市社会教育委員会委員長	高木 久子	
	海津青年クラブ代表	平野 芳宏	
学識経験を有する者	岐阜県議会議員 (海津市体育協会会長)	森 正弘	
	西濃県事務所副所長兼振興防 災課長	小野 正行	

任期：平成27年12月1日～平成29年11月30日(2年間)

海津市総合計画策定条例

○海津市総合計画策定条例

平成 28 年 3 月 18 日
条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の実現に向け、基本となる施策とその目標を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定めた施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想を策定するにあたっては、あらかじめ、海津市総合計画審議会条例(平成 17 年海津市条例第 26 号)第 1 条の規定により設置する海津市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定により、前条に規定する海津市総合計画審議会の答申の後に議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画の策定し、又は変更しようとするときは、速やかにこれを公表するものとする。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(海津市総合開発計画審議会条例の一部改正)

2 海津市総合開発計画審議会条例(平成 17 年海津市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年海津市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

海津市総合計画審議会条例

○海津市総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 28 日

条例第 26 号

改正 平成 28 年 3 月 18 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 海津市の総合計画の策定について必要な事項を調査審議するため、海津市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、海津市総合計画の策定に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 公共的団体の役員又は職員
- (5) 学識経験を有する者

3 委員は、非常勤とする。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日条例第 5 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

海津市総合計画策定委員会規程

○海津市総合計画策定委員会規程

平成 17 年 6 月 1 日

訓令甲第 44 号

(設置)

第 1 条 海津市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定を総合的に推進するため、庁内に海津市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 総合計画の作成

(2) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、海津市部局長会議等規程(平成 20 年海津市訓令甲第 3 号)第 2 条第 1 項に定める者のうち、市長、副市長を除く者をもって充てる。

(委員長の職務及びその代理)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(幹事)

第 6 条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、海津市部局長会議等規程(平成 20 年海津市訓令甲第 3 号)第 3 条第 1 項に定める者をもって充てる。

3 幹事は、幹事会を構成し、委員会の所掌する事務の推進に当たる。

4 幹事会の会議は、総務部長が招集し、これを主宰する。

(プロジェクト委員)

第 7 条 幹事会にプロジェクト委員を置く。

2 プロジェクト委員は、海津市行政組織規則(平成 23 年海津市規則第 5 号)第 14 条に規定する主査、第 15 条に規定する主任及びその他の職員のうち総務部長が指名する者をもって充てる。

3 プロジェクト委員は、プロジェクト委員会を構成し、幹事会の所掌する事務の推進に当たる。

4 プロジェクト委員会は、企画財政課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委員長への委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日訓令甲第 3 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日訓令甲第 13 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

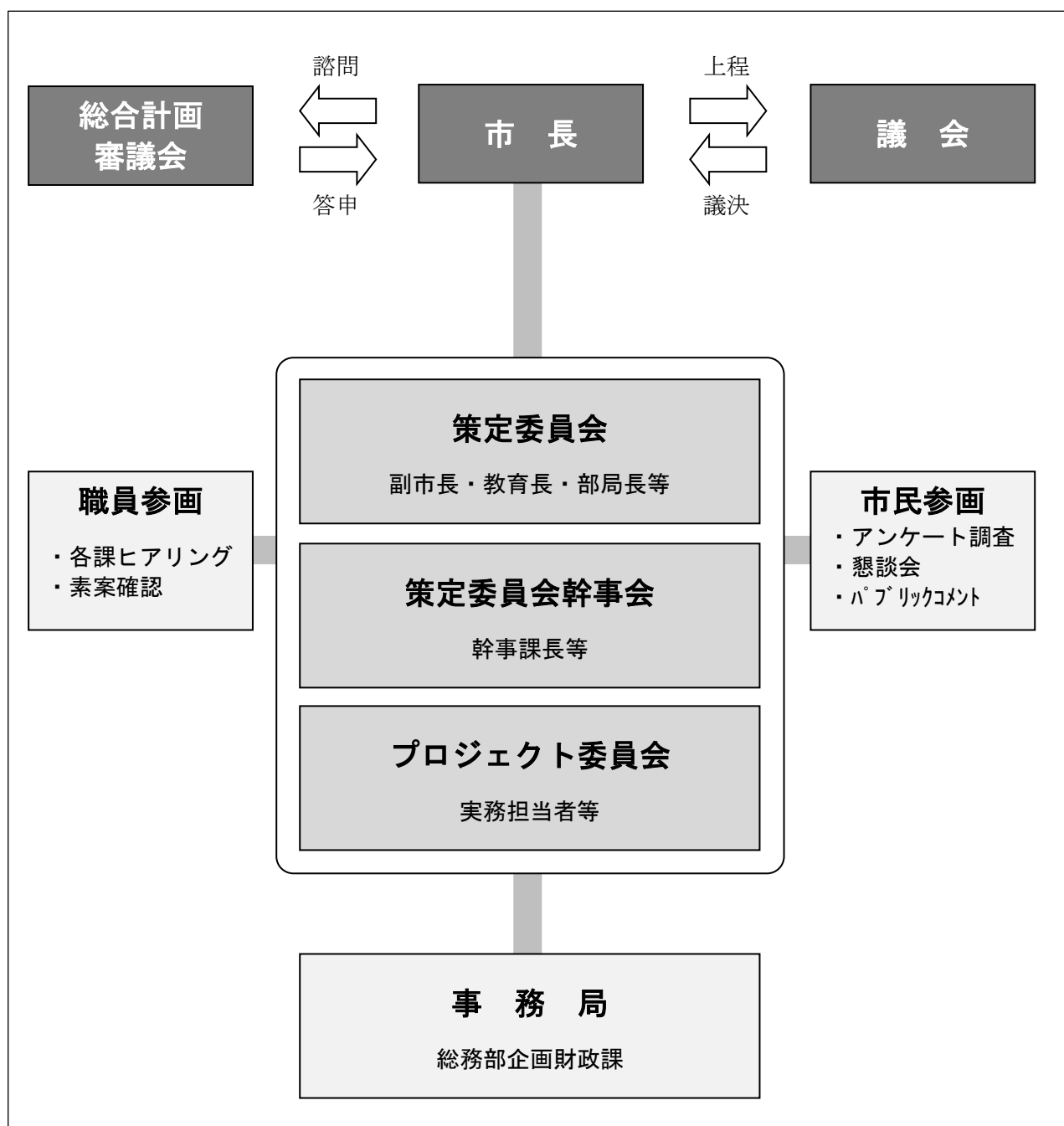
附 則(平成 26 年 3 月 17 日訓令甲第 4 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日訓令甲第 5 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

策定体制（図）



成果指標の一覧

(現状値は基本H27の数値である。異なる場合はカッコで表記している)

基本目標 1 だれもが健康で 笑顔あふれる まちづくり			
成果指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)	目標値の設定方針及び説明
休日・夜間の救急診療実施日数	438日	437日	日曜・祝祭日及び夜間を実施日とし、利用者の不安解消を図る。
40歳から74歳までの国保加入者の特定健診受診率	30.4%	38.0%	受診者数／対象者数 【実績より年々増加させる】
肺がん検診受診率	1.0%	1.7%	受診者数／対象者数 【実績より増加させる】
胃がん検診受診率	4.3%	9.0%	受診者数／対象者数 【実績より増加させる】
大腸がん検診受診率	22.9%	25.0%	受診者数／対象者数 【実績より増加させる】
乳幼児健診受診率	97.6%	98.0%	受診者数／対象者数 【実績より増加させる】
地域子育て支援拠点 延べ利用者数	17,838人	15,000人	人口減少、少子高齢化が進む中で、15,000人を維持する。
留守家庭児童教室利用者数	360人	360人	現状と同じ利用児童数を維持していく。
特定教育・保育施設 延べ利用者数	1,050人	800人	人口減少、少子高齢化が進む中で、800人を維持する。
待機児童数	0人	0人	現状の待機児童数0人を維持する。
障がい児通所支援 延べ利用者数	636人	700人	障がい児通所支援の延べ利用者数を集計する。
発達支援センター 相談児数 (受診者数)	105人 (1,058件)	140人 (1,400件)	保護者及び学校からの延べ相談児の数(受診者数) 事業を推進し、相談児数(受診者数)を実績より増加させる。
要介護(要支援)認定率	15.4%(H28)	15.4%	認定者数／65歳以上人口 【要介護認定率を維持する】
地域包括支援センター 総合相談 延べ相談件数	4,316件	5,000件	延べ相談件数 【前年相談件数を上回る相談に応じる】
シルバー人材センター 就業実人員(就業率)	368人 (90.0%)	395人 (95.0%)	会員数を増加させる。 (就業率)就業実績／会員数 【就業者を年々増加させる】
母子・父子自立支援 相談・指導件数	237件	240件	ひとり親家庭等に必要な情報提供を行い、PRを推進することにより、新規相談件数を増加させる。
生活困窮者自立支援事業 相談件数	122件	140件	市民への生活困窮者自立支援制度の浸透を図り、潜在する生活困窮者を生活保護に至る前に支援する。
国民健康保険一人当たりの診療費(年額)	369,063円	333,212円	一人当たりの診療費を減少させる。

基本目標 2 安全で快適な 住み良い まちづくり			
成果指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)	目標値の設定方針及び説明
地籍調査進捗率	47.5%	47.8%	実施面積／要調査面積 【計画に基づき目標設定】

道路改良 道路整備施工延長	533m	1,000m	修繕計画策定延長に基づき年度ごと実施 (H25.12策定)
コミュニティバス運行 年間輸 送人員 (小学生通学利用除 く)	126,810人	135,000人	海津市地域公共交通形成計画のH31目標値
刑法犯認知件数	301件	282件	前年の1%減(端数調整)を目標とする。
交通安全施設 整備力所	50基・力所	50基・力 所	前年並みの設置を目標とする。 ※H27実績は通学路含む
公営住宅等の入居率	75.9%(H28)	85.0%	H28よりも増加させる。
管理食料備蓄数	22,950食	20,000食	計画に基づき目標設定
自主防災組織結成数	91組織	100組織	全地域での結成を目指して徐々に増加させる。
耐震診断件数および耐震補強 工事補助件数	22件	33件	耐震診断件数及び耐震補強工事補助件数を実績 より増加させる
緊急傷病者搬送率	16.2%	20.0%	緊急傷病者数/年間搬送人員 【緊急判定は救急活動記録票を基準とする。】
汚水処理人口普及率	91.2%	93.2%	汚水処理人口/住民基本台帳人口 【計画に基づき増加させる】
平田リバーサイドプラザ お もしろ自転車利用者数	6,376人	8,000人	イベントを実施することにより公園の来客数を 増加させる。
家庭系ごみ1人1日あたり排出 量	414g	400g	ごみの発生抑制・資源化等を推進し、排出量の 増加を抑える。
エコドーム資源搬入量	312t	330t	廃棄物の資源化を啓発し、搬入量の増加を図 る。

基本目標3 個性と創造性を培う ところ豊かな まちづくり

成果指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)	目標値の設定方針及び説明
学校が楽しいと思っている児 童・生徒の割合	80%	100%	アンケートから把握する。
生涯学習講座 受講者数	1,311人	1,800人	受講者を年々実績より増加させ、生涯学習を推 進させる。
市立図書館貸出数	265,257冊	275,000冊	蔵書等を年々増加させ、充実を図り、貸出数を 増加させる。
成人の集い参加率	78.7%	85.0%	出席者/対象者 【実績より増加させる】
単位子ども会会員数	4,346人	4,000人	人口減少、少子高齢化が進む中で、4,000人を維 持する。
地域のおじさん・おばさん運動 登録者数	306人	350人	登録者数を増加させる。
市内の文化団体の登録者数	1,557人	1,700人	登録者数を増加させる。
文化財保存管理件数(補助管理 実施率)	8件 (100%)	9件 (100%)	市で管理する史跡・天然記念物に指定されてい る文化財の管理件数
歴史民俗資料館 催事1日あた りの来場者数	235人	250人	会場の収容能力を考慮しつつ、来場者数の増加 及び維持を図る。
スポーツ推進委員の活動回数 (軽スポーツ教室、各種研究大 会参加)	37回	40回	資質の向上を活動と活動の活性化を図る場を増 やす。
体育大会参加者数	1,143人	1,500人	地域スポーツの拡大及び振興、地域住民のスポ ーツ意欲を高め、参加者数を増加させる。
霧島市生徒交流事業 参加率(応 募者数/定員)	100%	100%	応募者数/定員 【定員数の100%を目指す】
酒田市児童交流事業 参加率(応 募者数/定員)	92%	100%	応募者数/定員 【定員数の100%を目指す】

基本目標4 自然と調和のとれた 賑わいと活力のある まちづくり

成果指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)	目標値の設定方針及び説明
6次産業化商品開発数	1点	3点	商品開発数を増加させる。
新規就農者数	5人	29人	新規就農者数の増加を図る。
農用地の利用集積率	71.9%	90.0%	利用集積率を高める。
認定農業者数	113人	115人	認定農業者数を増加させる。
年間の間伐面積	40ha	15ha	年間の間伐面積15haを維持する。
年間商品販売額	671億円 (H26)	700億円	商品販売額を増加させる。
小売業事業所数	317店舗 (H26)	320店舗	小売業事業所数を増加させる。
商工会加入店舗数	241店舗 (H26)	250店舗	加盟店舗数を年々増加させる。
製造品出荷額	875億円 (H26)	900億円	製造品出荷額を増加させる。
事業所数	175社 (H26)	180社	市内の事業所数を増加させる。
市内進出企業数	0社	2社	加入企業数を年々増加させる。
年間観光入り込み客	469万人	530万人	観光PRを行うことにより、海津市への観光入り込み客を年々増加させる。
無料職業紹介所を利用し就職した人数	42人	48人	無料職業紹介所の利用促進する。

基本目標5 協働による 自主的・自立的な まちづくり

成果指標	現状値	目標値 (H33)	目標値の設定方針及び説明
かいづ夢づくり協働事業 採択件数	7件	7件	実績並みの提案を受け付ける。
市内のNPO法人数	6法人	10法人	市内のNPO法人を増加させる。
自治会加入率	87.2%	87.6%	加入世帯数／全世帯数 【実績並みの加入を維持する】
人権啓発推進講演会 参加者数	372人	410人	講演会の参加者を実績より増加させ、人権啓発を推進する。
市ホームページのアクセス件数	1,901,348件	2,000,000件	ホームページを見やすくすることによりアクセス数を年々増加させる。
マイナンバーカード交付枚数	1,069枚	10,000枚	マイナンバーカードの利便性等の周知を図り、交付数を増やす。
西美濃創生広域連携推進等事業数	13事業	13事業	現状の事業数を維持する。
職員研修 受講者数	1,102人	1,500人	職務遂行に必要な知識や技能を一人でも多く習得してもらうため、研修への受講者を年々増加させる。
経常収支比率	92.3%	89.0%以下	経常収支比率を低下させる。
実質公債費率	11.1%	10.0%以下	実質公債費率を低下させる。
市税の収納率	90.8%	92.0%	市税の収納率を向上させる。

海津市市民意識調査分析結果報告書

— 総合計画策定に向けた市民意識調査分析結果 —



平成28年2月

海 津 市

目次

1 アンケートの概要	1
2 分析結果	1
1) 回答者の性別、年齢等について（問 1～問 7）	2
2) 海津市での居住について（問 8～問 10）	5
3) 暮らしやすさの評価について（問 11）	12
4) 将来のまちづくりについて（問 12～問 25）	21

1 市民意識調査の概要

1) 目的

本調査は第2次海津市総合計画の策定にあたって、市民の施策全般に対する意識や要望等を把握するために実施。

2) 実施期間

平成27年10月23日（金）～11月6日（金）

但し、11月20日（金）までに本市に到着したものまでを有効としています。

3) 調査対象者

平成27年9月現在の住民基本台帳から無作為に抽出した、15歳以上の市民計3,000人

4) 回収状況

有効回答数 1,318 部（回収率 43.9%）

2 分析結果

結果の内容構成

1) 回答者の性別、年齢等について（問1～問7）

2) 海津市での居住について（問8～問10）

- ・回答者の性別、年齢等からみた集計（以下「クロス集計」という。）を含む。

3) 暮らしやすさの評価について（問11）

- ・40施策項目について、各施策の満足度及び重要度の平均ポイント、ニーズ得点を算出し、平成17年（以下「前回」という。）実施したアンケートの結果と比較

4) 将来のまちづくりについて（問12～問25）

- ・分野別の施策を回答割合の高い順に並べ、前回の調査から割合がアップしたものを明記（赤枠で囲った項目）

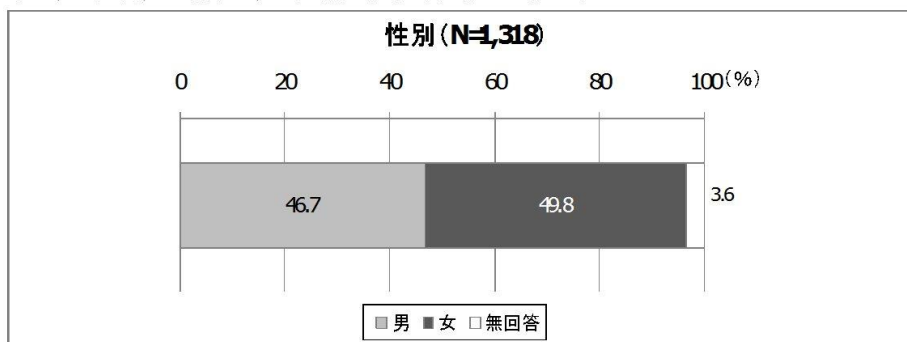
留意事項

- ・図中の％は端数処理をしているため、合計が100.0%にならないことがある。
- ・グラフの外枠の線が実線のものは単純集計、破線はクロス集計の結果である。
- ・複数回答の設問（問12～問25）において、単純集計のグラフは、全回答者数（1,318人）の中で、その選択肢を選んだ人の割合を示している。一方、クロス集計のグラフでは、各クロス項目（性別、年代、居住している町など）において、回答された全件数に対する割合を示している。

1) 回答者の性別、年齢等について

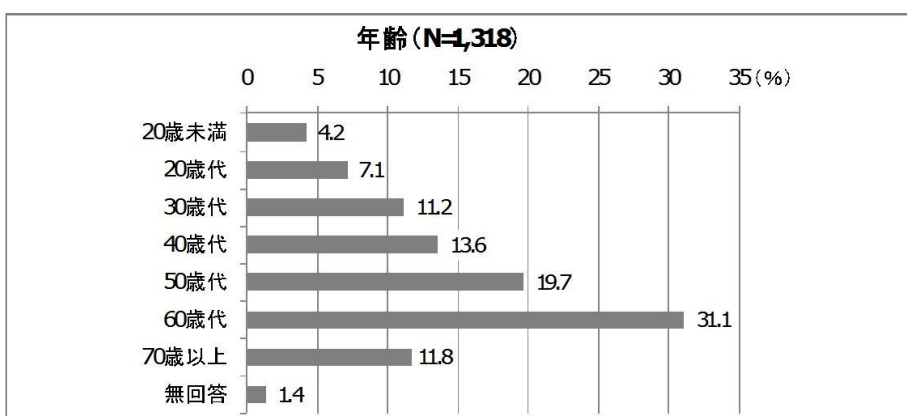
問1 性別

○回答者は女性（49.8%）が男性（46.7%）よりもわずかに多い。



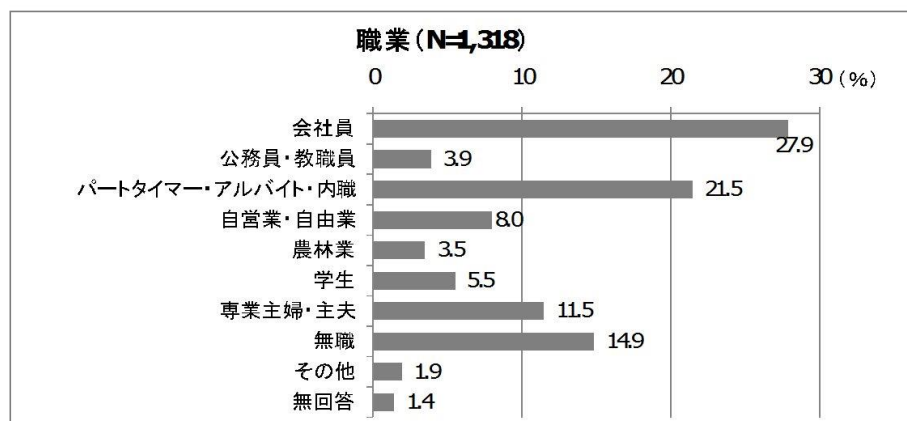
問2 年齢

○回答者は60歳代が31.1%で最も多く、50歳代が19.7%が続いている。



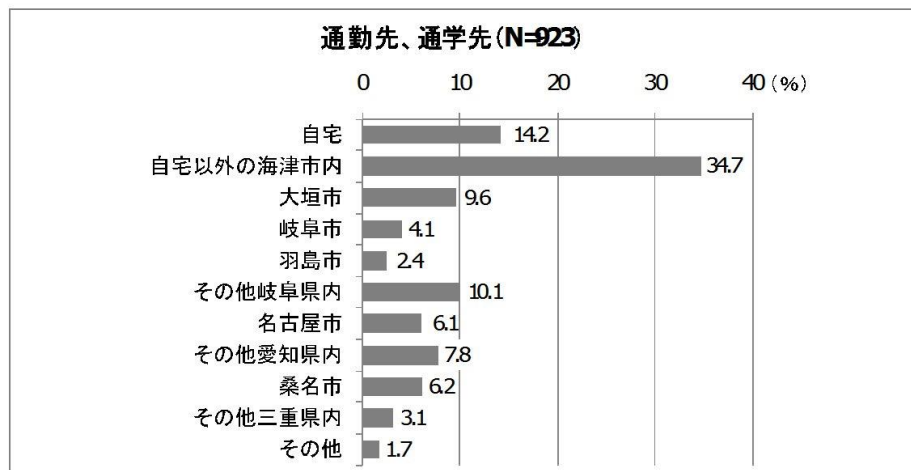
問3 職業

○職業は、会社員、パート・アルバイトなどが比較的多い。



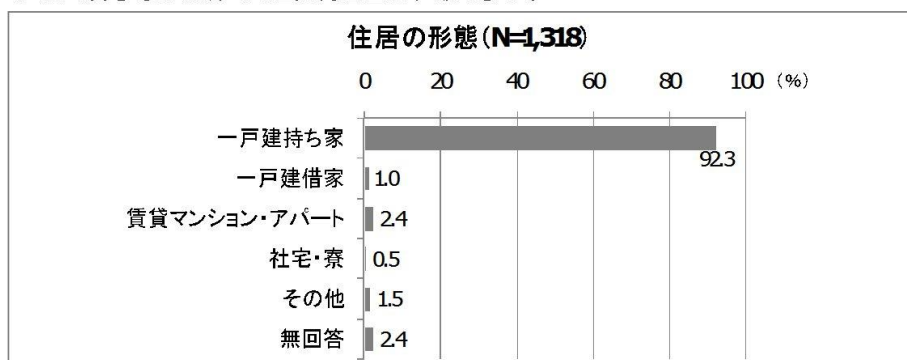
問 3-1 通勤・通学先

○通勤・通学先は、自宅以外の海津市内が 34.7%を占め、最多である。



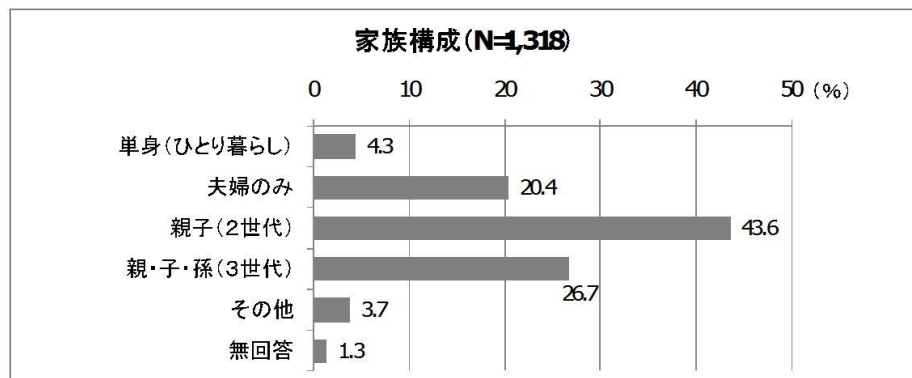
問 4 住居の形態

○住居は、一戸建て持ち家が全体の 92.3%を占め、最も多い。



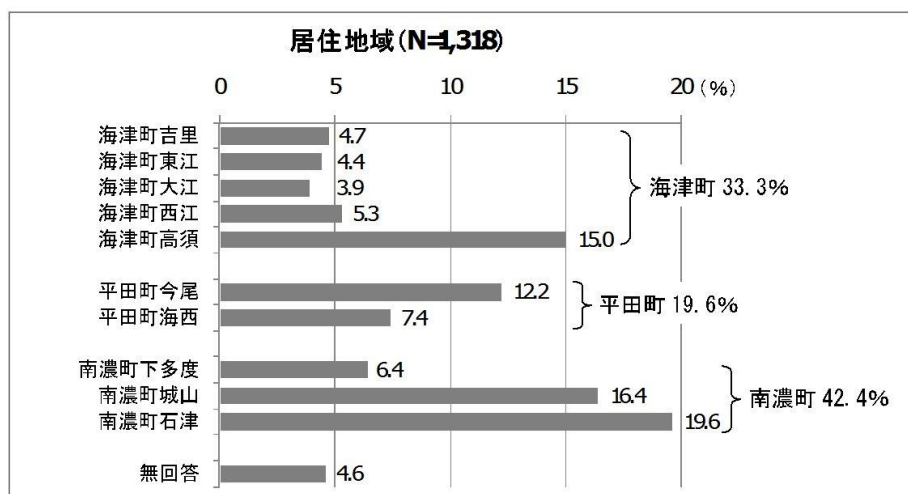
問 5 家族構成

○家族構成は親子（2世代）が 43.6%、親・子・孫（3世代）が 26.7%であり、両者で全体の約 7割を占めている。



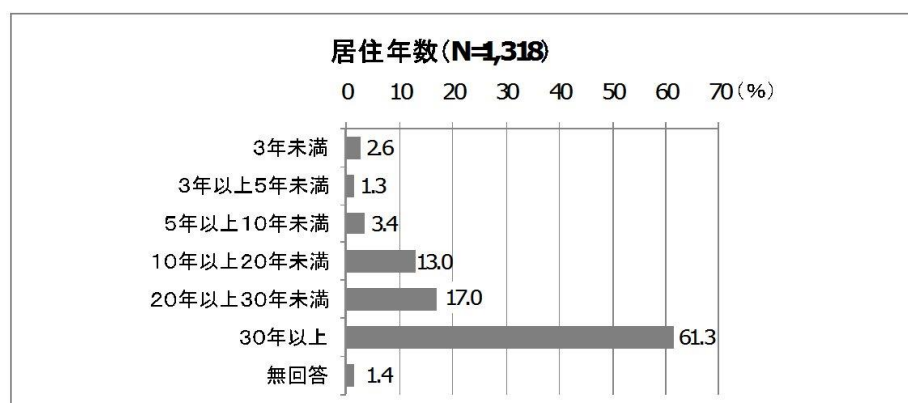
問6 住んでいる町と地区名

○回答者が住んでいる町（海津町、平田町、南濃町）の割合は、町別の人口比（H22 国勢調査：海津町 36.9%、平田町 20.3%、南濃町 42.8%）に近いものとなっている。



問7 海津市に住んでいる年数

○海津市に住んでいる年数は、30年以上が全体の約6割を占め、長年にわたって本市に居住している人が多い。



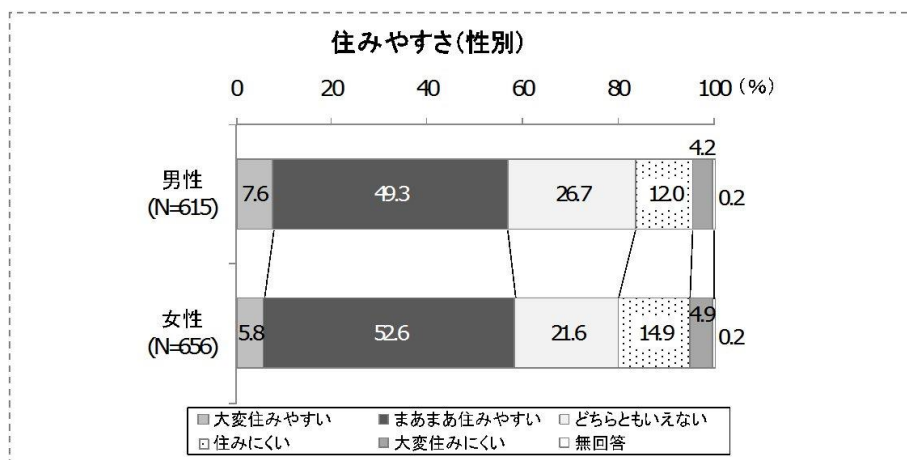
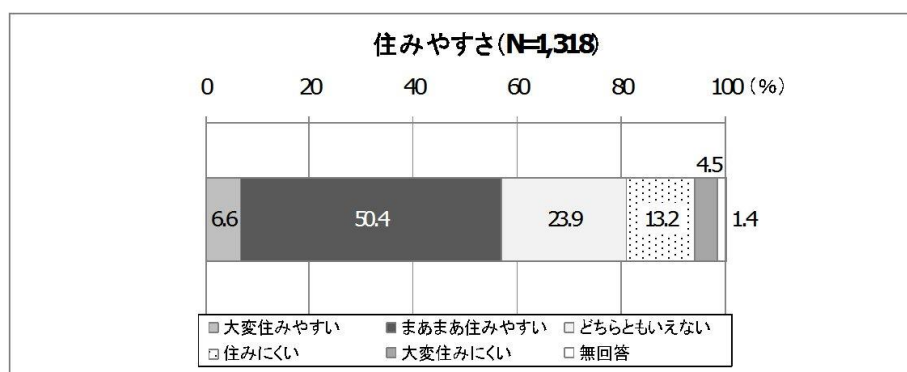
2) 海津市での居住について

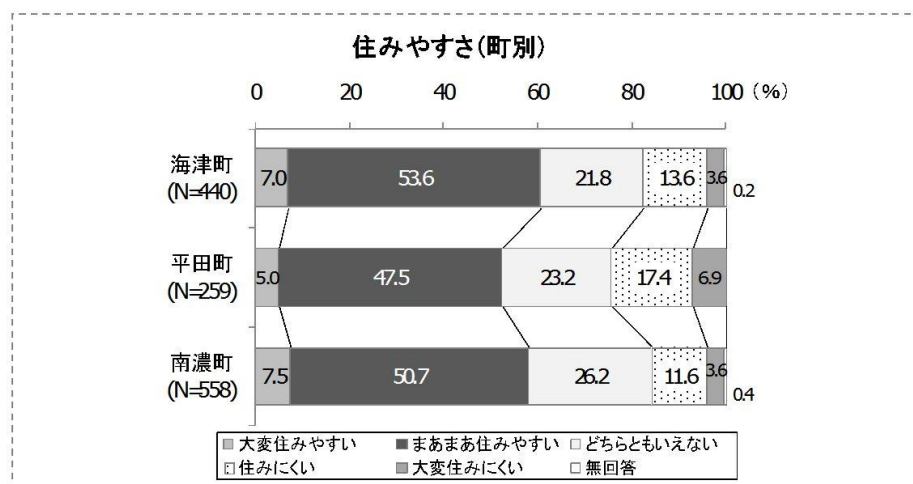
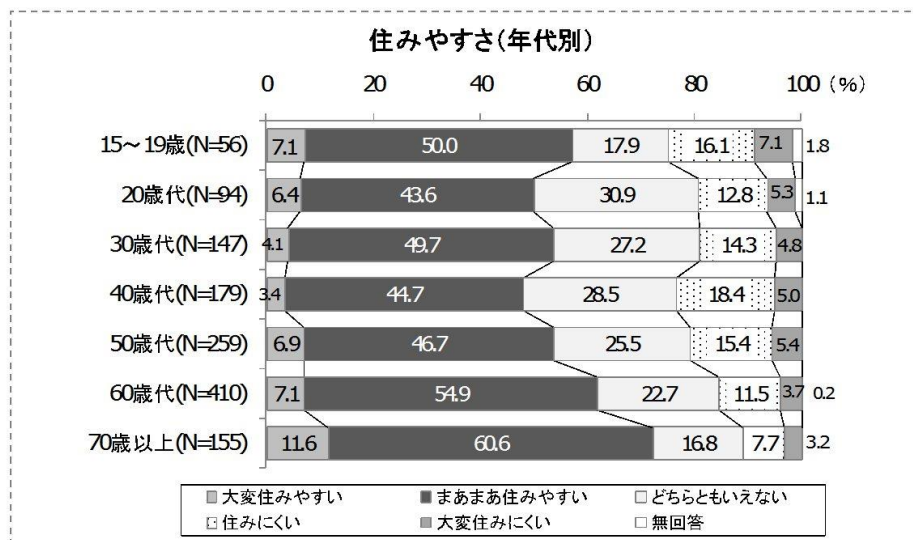
問8 海津市は住みやすいまちだと思いますか。

○「大変住みやすい」及び「まあまあ住みやすい」と回答した人が約6割を占めている。

○年代別では、高齢になるほど「住みやすい」と回答した人の割合が高い傾向がある。

○町別では、平田町において「住みにくい」と回答した人の割合が他の町より高い。



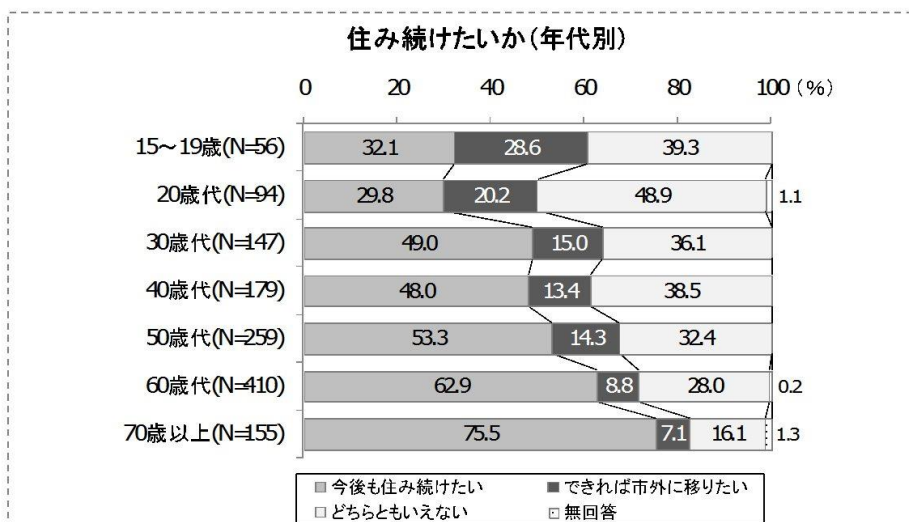
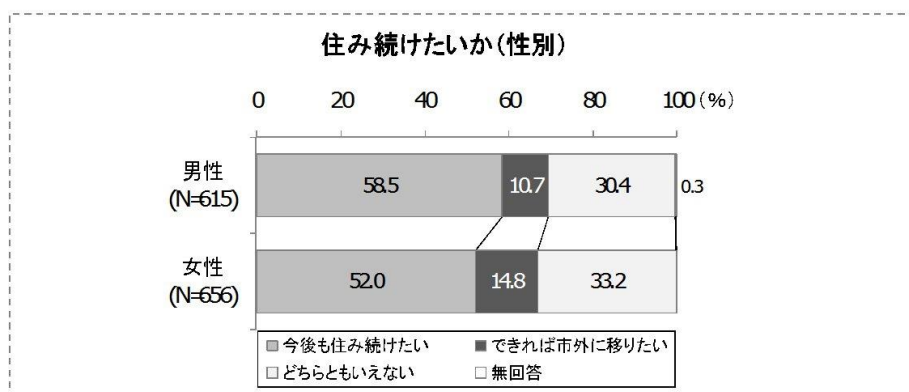
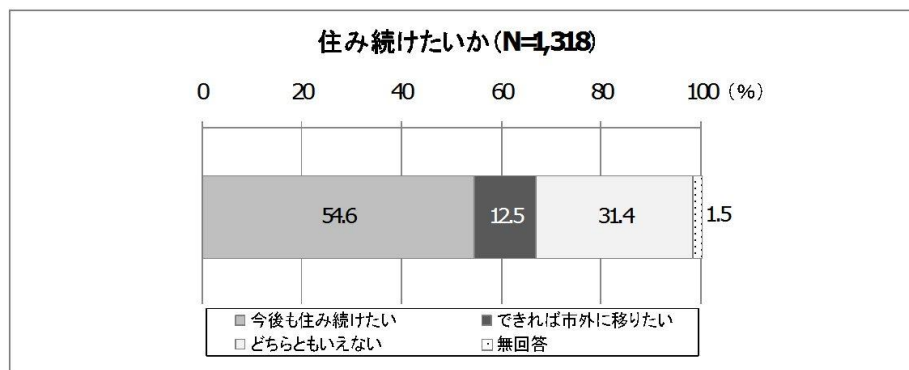


問9 今後も海津市に住み続けたいと思いますか。

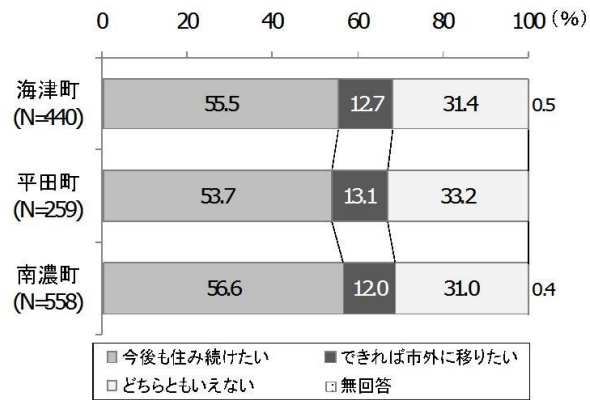
○「今後も住み続けたい」と回答した人が54.6%で過半数を占め、最も多かった。

○男性の方が女性より、「今後も住み続けたい」と回答した人の割合が高い。

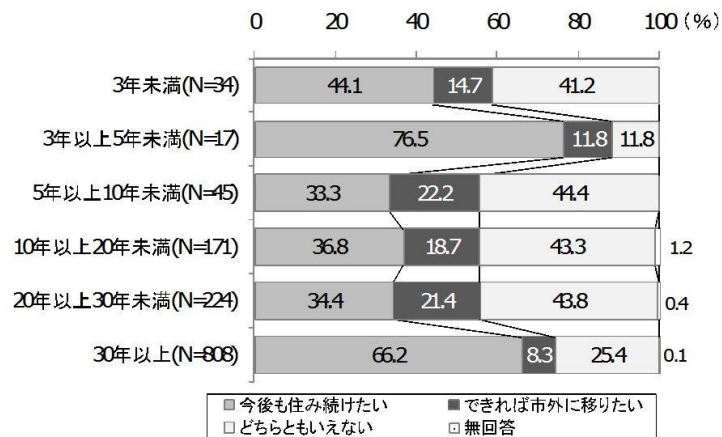
○高齢になるほど「今後も住み続けたい」と回答した人の割合が高い。



住み続けたいか(町別)



住み続けたいか(居住年数別)

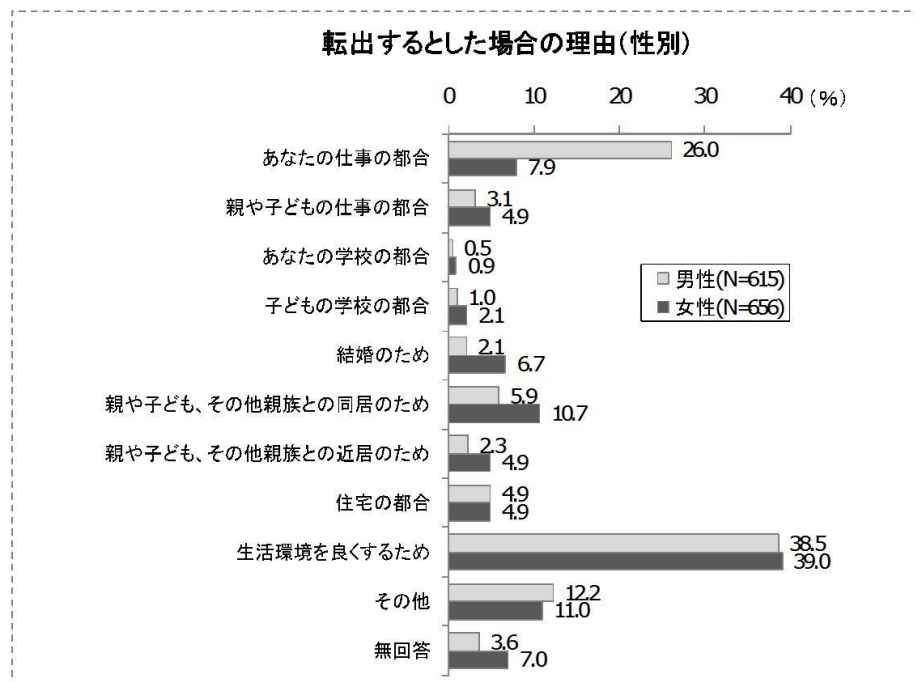
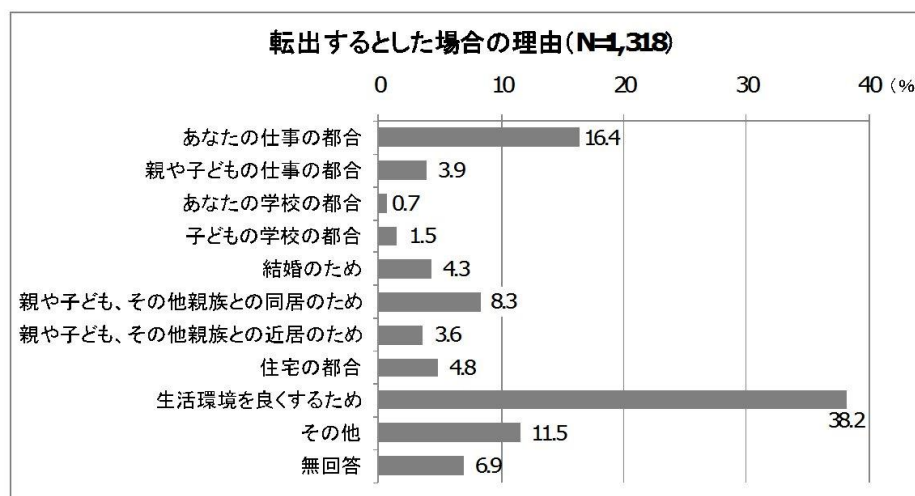


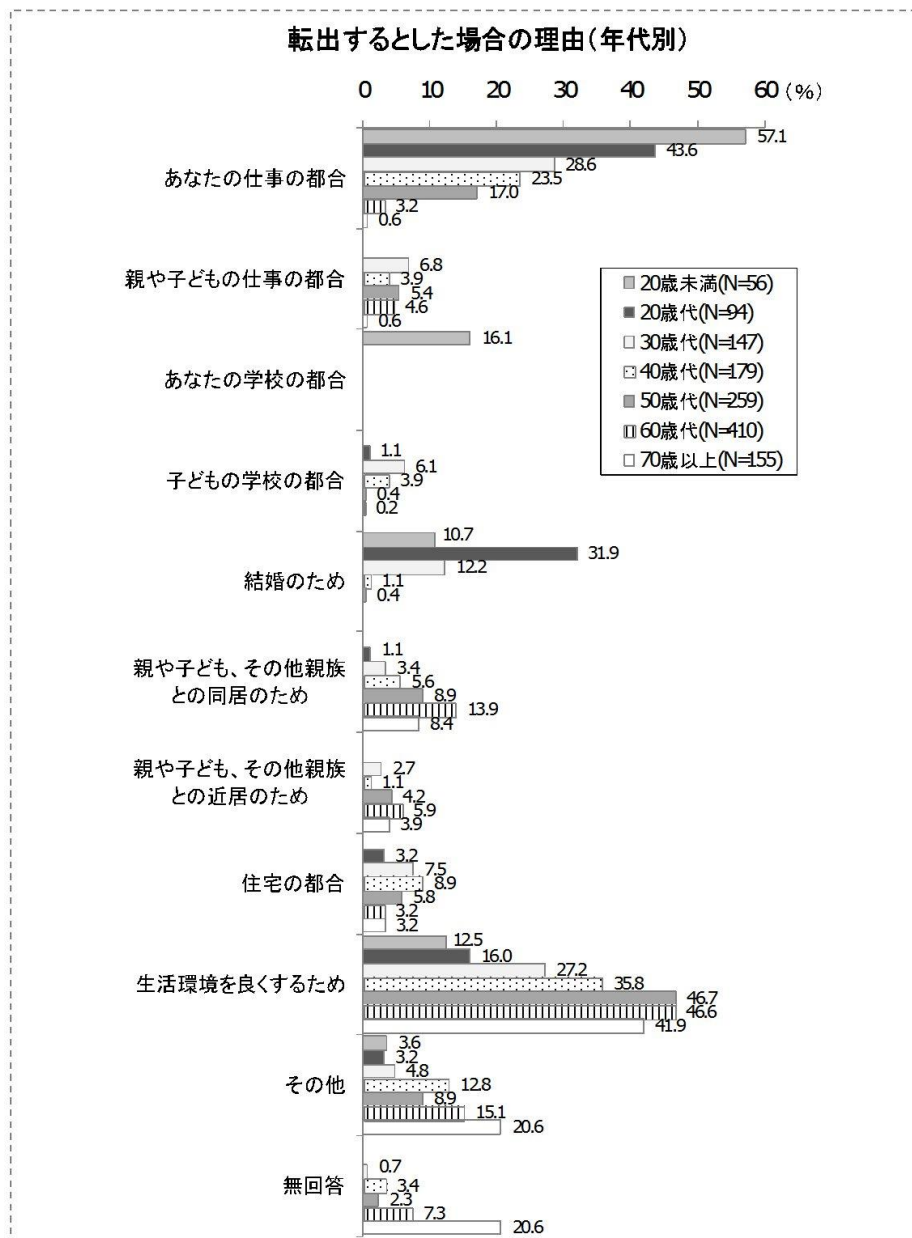
問 10 将来、もし海津市から転出するとしたら、その理由は何だと思いますか。

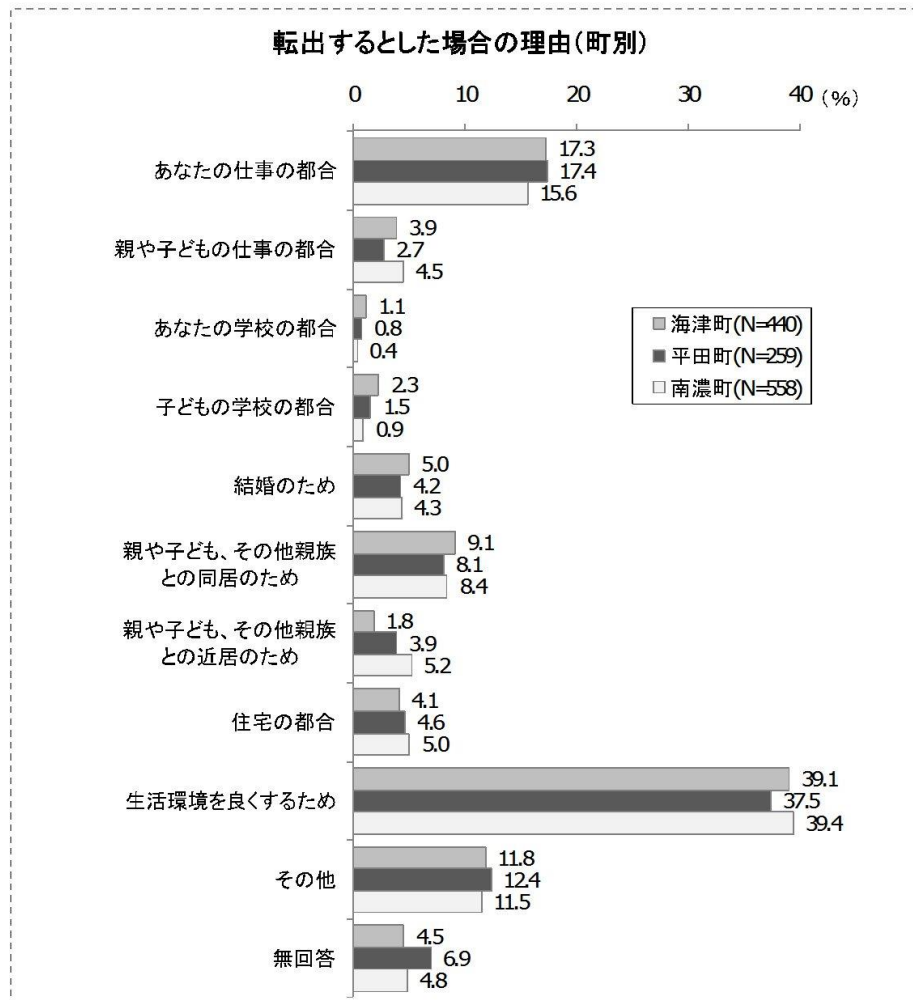
○海津市から転出するとした場合の理由として、「生活環境（交通や買い物の利便性・治安など）を良くするため」との回答が 38.2%で最も多く、次いで「自分の仕事の都合」が 16.4%であった。

○性別で差のある項目としては、「自分の仕事の都合（男 26.0%、女 7.9%）」、「結婚のため（女 6.7%、男 2.1%）」、「親や子ども、その他親族との同居のため（女 10.7%、男 5.9%）」が挙げられる。

○若い世代ほど「自分の仕事の都合」を理由として挙げる人の割合が高い。また、高齢になるほど、「生活環境をよくするため」と回答する人の割合が高い。



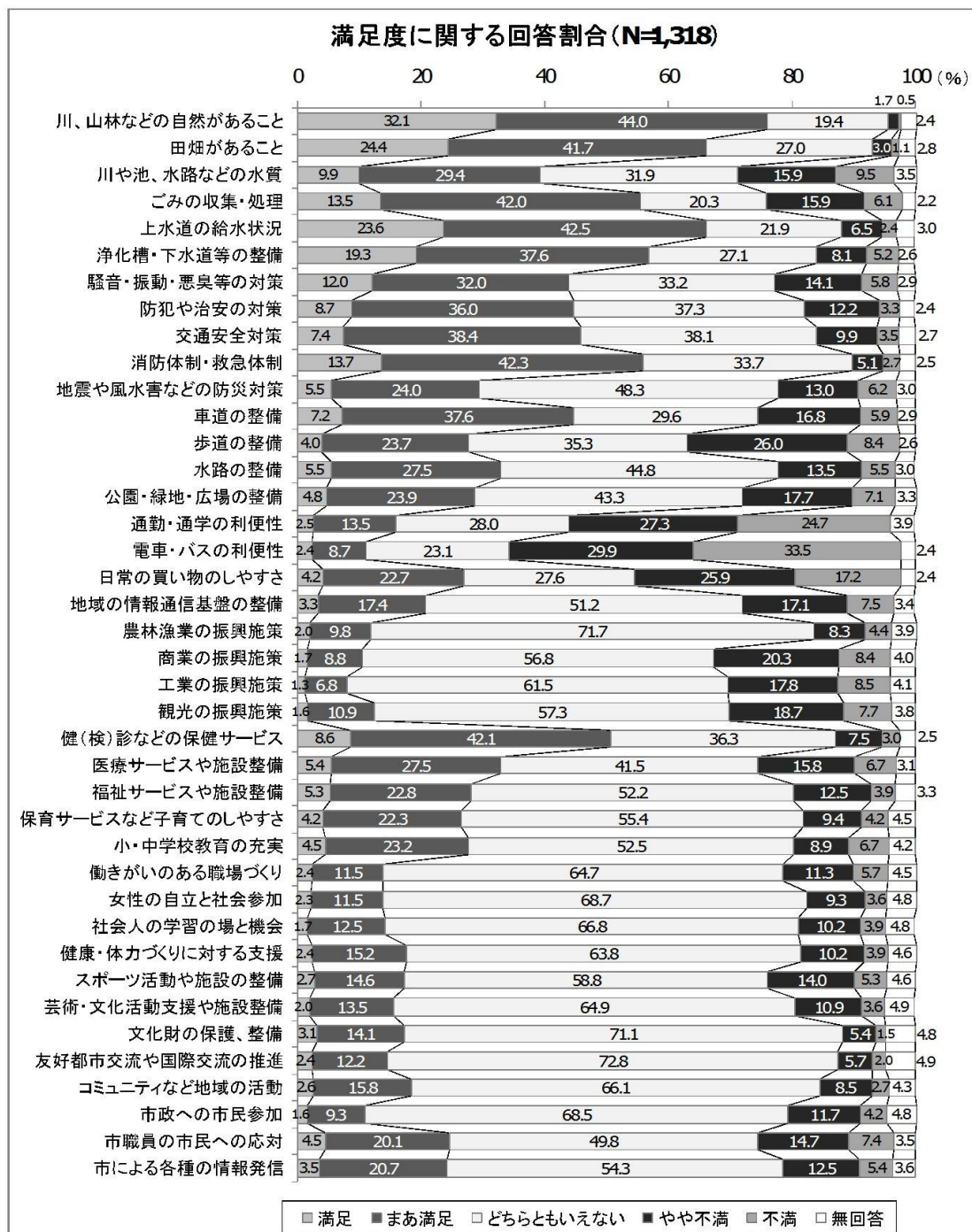




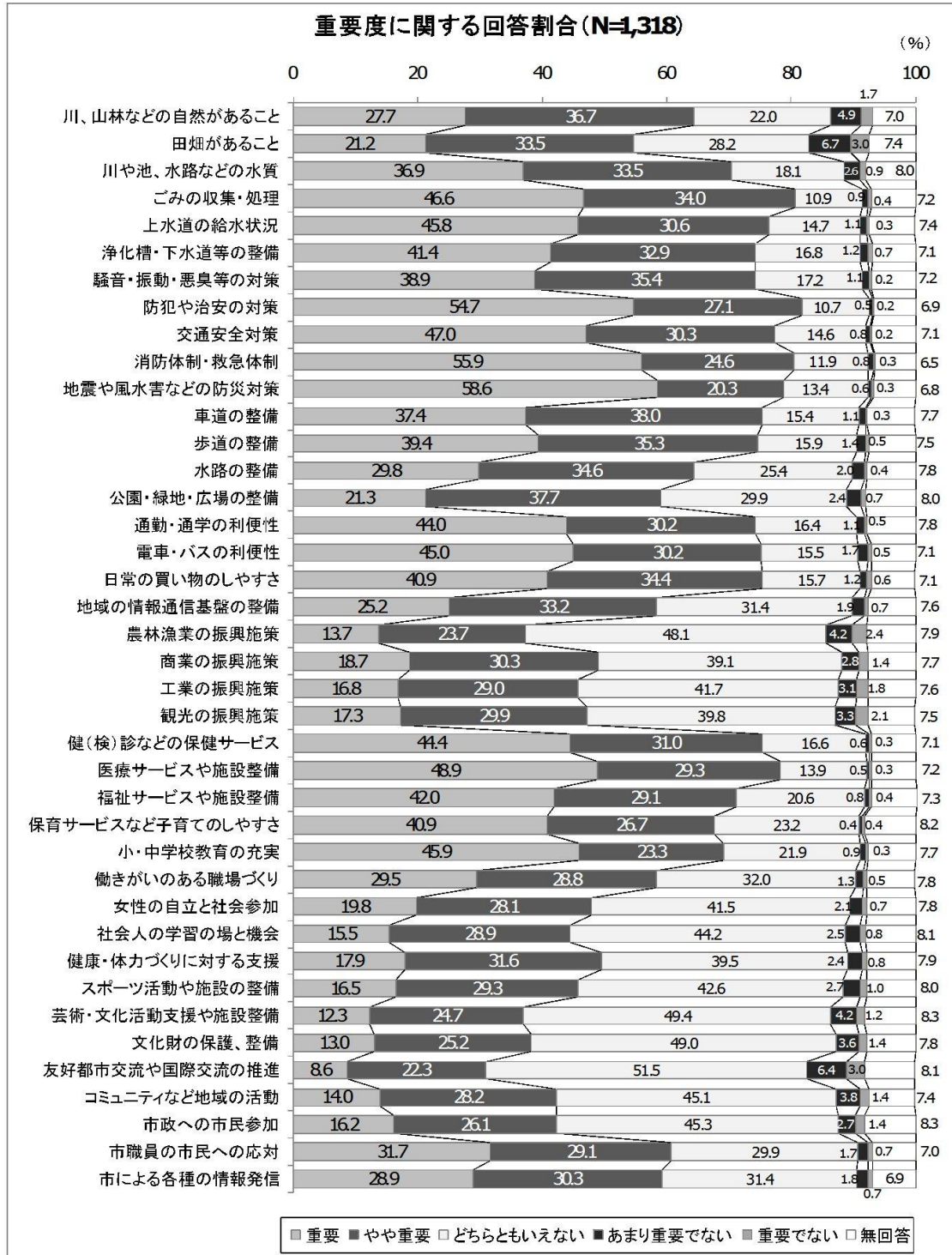
3) 暮らしやすさの評価について

問 1 1 お住まいの地区の環境や日常生活に関する(1)～(40)の各項目について、どの程度満足されていますか。また、どの程度重要と思われますか。各項目の満足度と重要度について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。

○図は、各項目での満足度に関する回答割合を示している。



○図は、各項目での重要度に関する回答割合を示している。



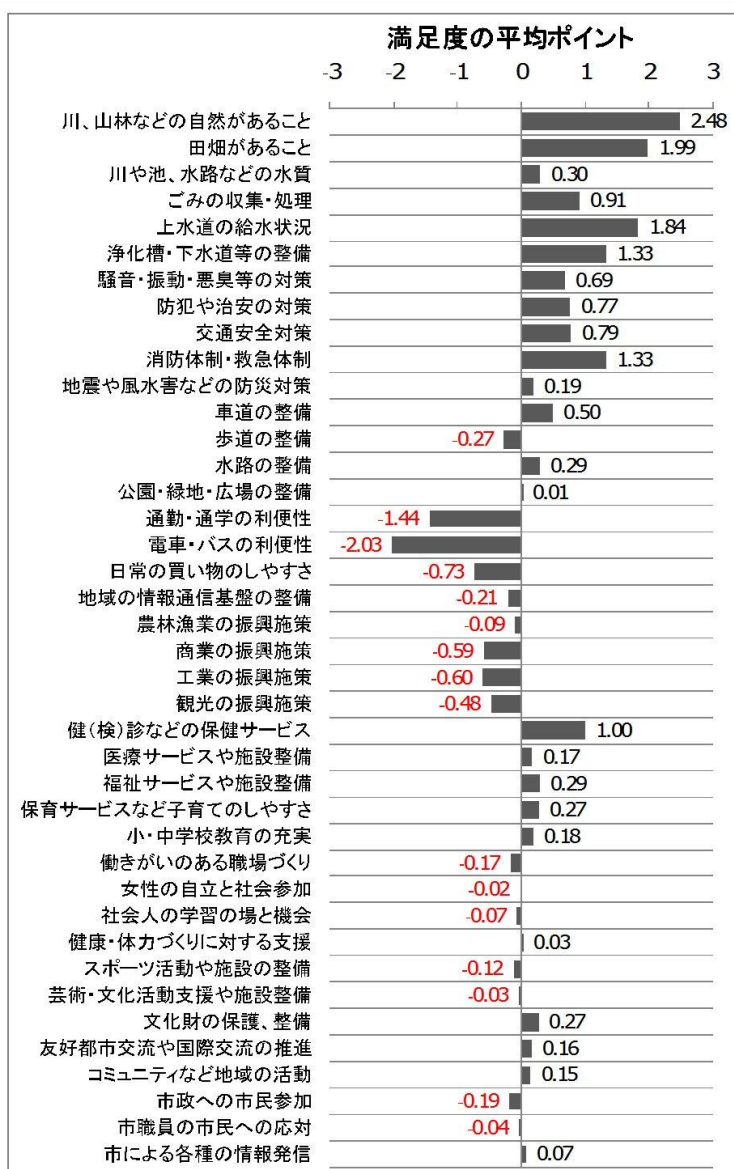
○前記の結果から、次の方法で、満足度及び重要度の「平均ポイント」を算出した。下の図は各項目での満足度の平均ポイント、次ページの図は重要度の平均ポイントを示したものである。

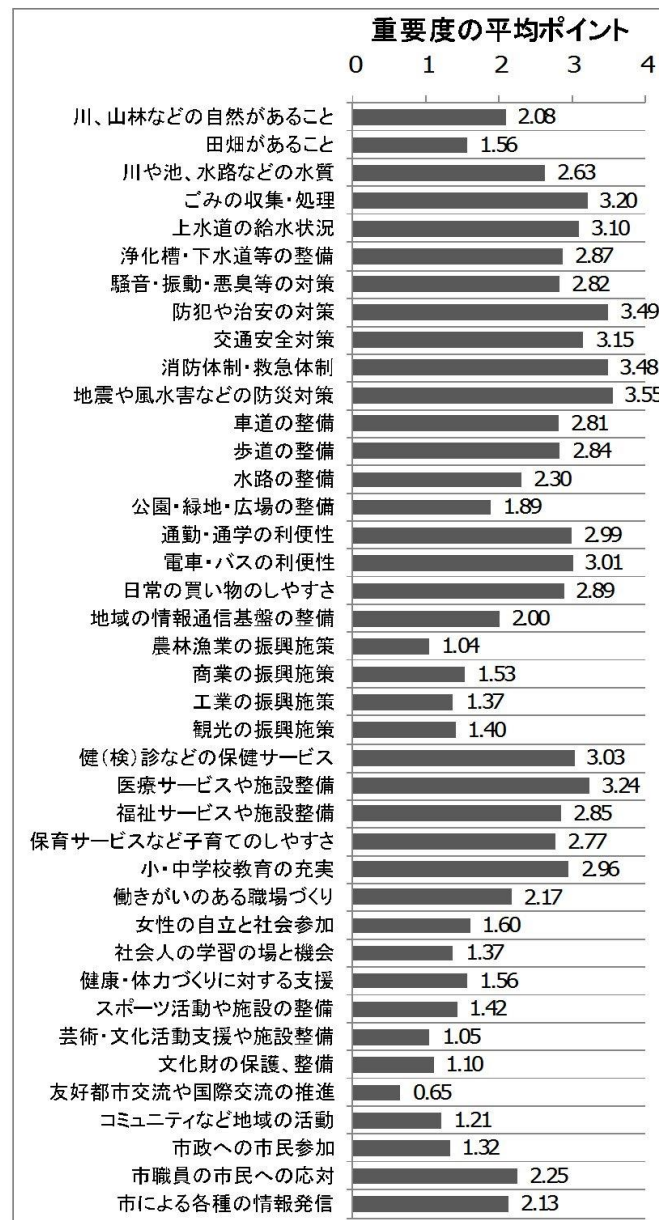
満足度	重要度	ポイント
満足	重要	+5 点
まあ満足	やや重要	+2 点
どちらともいえない	どちらともいえない	0 点
やや不満	あまり重要でない	-2 点
不満	重要でない	-5 点

【算出方法】 平均ポイント＝

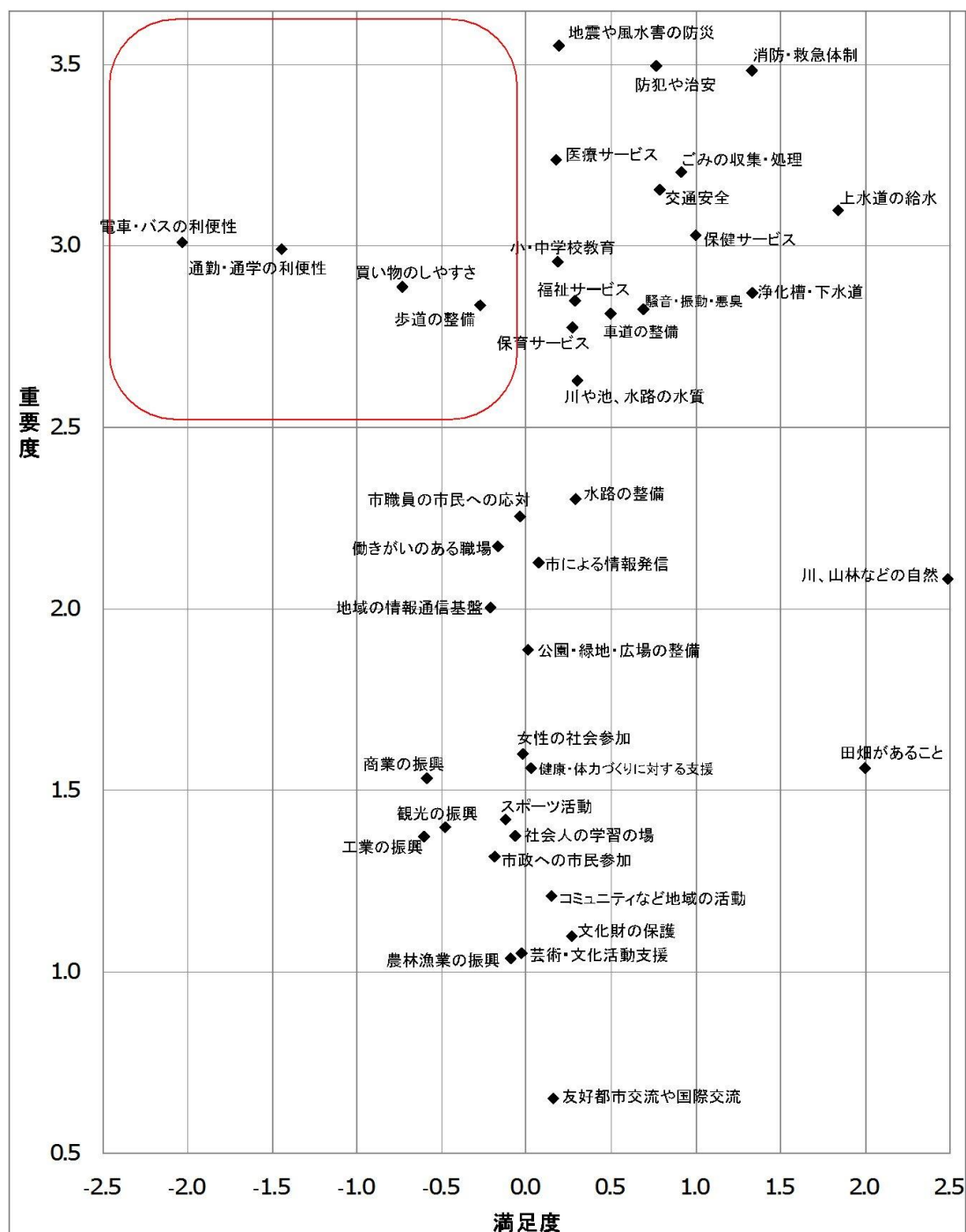
「満足/重要」×5＋「まあ満足/やや重要」×2＋「やや不満/あまり重要でない」×（－2）＋「不満/重要でない」×（－5）

回答者数（人）

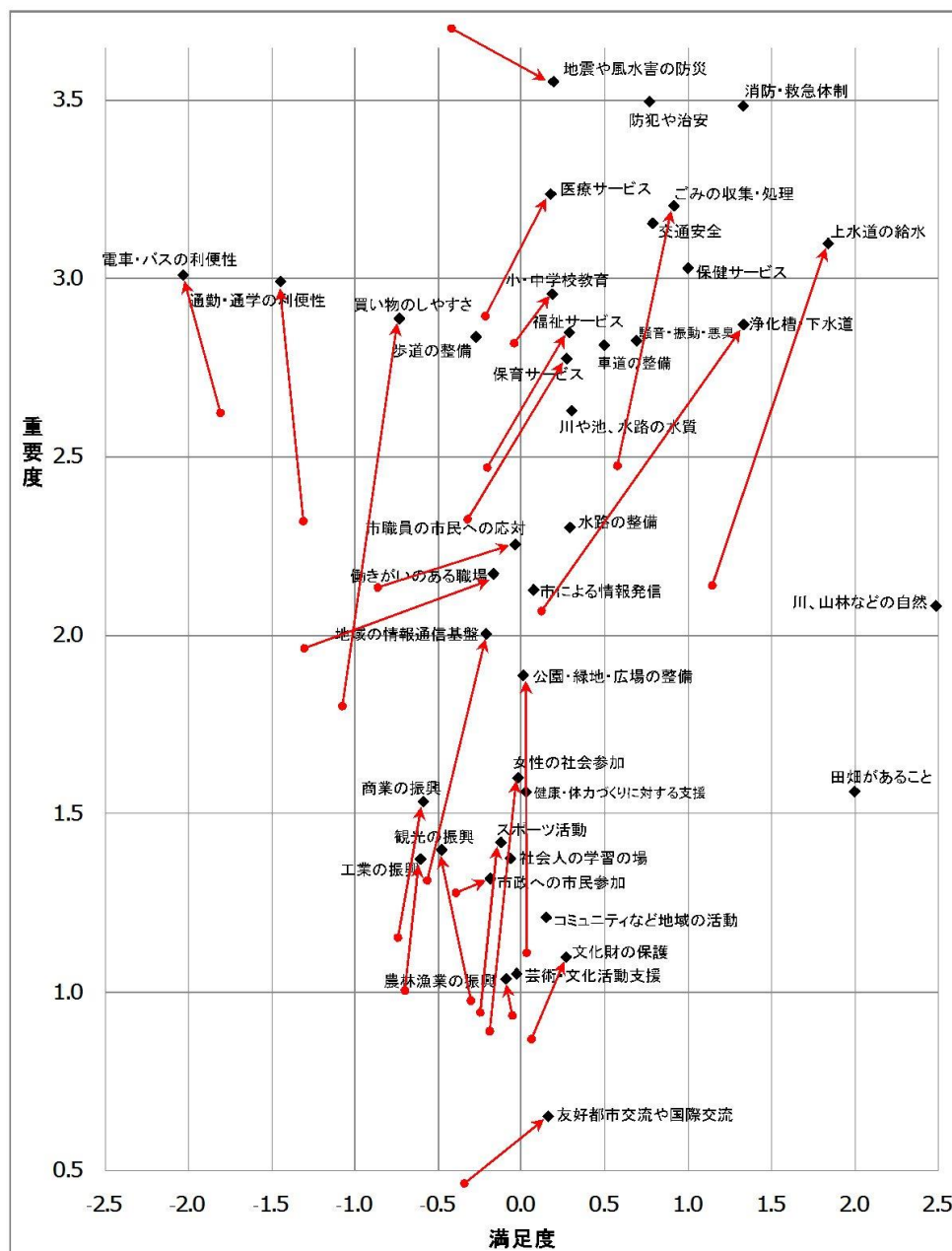




○満足度及び重要度の平均ポイントを両軸にした、各施策項目の散布図を示す。この中で、「重要度が高く、満足度が低いもの（赤枠内など）」は、優先すべき課題と考えられ、「電車・バスの利便性」「通勤・通学の利便性」「買い物のしやすさ」「歩道の整備」などが該当する。



- 前回実施したアンケート結果をもとに、満足度及び重要度がどのように変化したかを図にした。今回と前回の調査で、施策項目で一对一の対応関係がつけられるものについて、赤の矢印でその変化を表現している（赤丸●は前回の値）。
- 今回、満足度の平均値*は前回調査より上昇している状況がある中で、「電車・バスの利便性」「通勤・通学の利便性」の満足度などは低下している。



※平成 27 年アンケートの満足度の平均値は 0.22、重要度の平均値は 2.27 で、前回の満足度の平均値は -0.26、重要度は 1.80 であり、それぞれの平均値は 0.48 及び 0.47 アップしている。